

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務

企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、土壌診断情報データベース解析システム構築業務を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

(1) 業務名

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務

(2) 仕様書

別紙1「青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

(4) 委託料(上限額)

2,904,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 青森県内に本店、支店又は営業所等を有する会社又は法人格を有する団体であつて、適正な経理執行体制を有しているものであること。
- (2) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- (3) 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (5) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)128条の規定による、一般競争入札に参加できないものでないこと。

4 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 青森県庁ウェブサイトによる公示 | 令和6年11月12日(火) |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和6年11月19日(火)17時(必着) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年11月21日(木) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和6年11月28日(木)17時(必着) |
| (5) 企画提案書、経費見積書の提出期限 | 令和6年12月9日(月)17時(必着) |
| (6) 企画提案競技審査会 | 令和6年12月11日(水) |
| (7) 審査結果の書面通知 | 令和6年12月13日(金) |
| (8) 委託候補者との打合せ、契約締結 | 令和6年12月中下旬 |

5 企画提案競技の方法

(1) 質問

企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問票（様式1）を提出すること。

ア 提出先

下記8を参照

イ 提出期限

令和6年11月19日（火）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール

エ 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和6年11月21日（木）までに、県庁ウェブサイトに掲載する。ただし、質問内容が軽微な場合や質問者の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対して個別に回答することがある。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式2）を提出すること。

ア 提出先

下記8を参照

イ 提出期限

令和6年11月28日（木）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール

(3) 企画提案書等の提出

ア 企画提案書及び経費見積書

別紙2「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

イ 提出先

下記8を参照

ウ 提出期限

令和6年12月9日（月）17時（必着）

エ 提出方法

電子メール、持参、郵送のいずれかとする（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る）。

オ 留意事項

- ・ 企画提案書等を持参又は郵送する場合は、6部提出すること。
- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 提案内容について不明点があった際、こちらから問い合わせをすることがある。

(4) 企画提案競技審査会

ア 日時

令和6年12月11日(水)午後

具体的な時間については、参加者に別途連絡する。

イ 場所

青森市内で開催予定(詳細は別途通知)であり、出席を必須とする。

ウ 実施方法

審査会でのプレゼンテーション方式

※各社の審査順は、企画提案競技参加申込書の提出順とする。

※プレゼンテーションは、1者当たり、説明15分、質疑10分とする。

(5) 審査方法及び評価項目

- ・ 審査は、プレゼンテーションによる審査とし、審査会が評価点方式により行う。
- ・ 評価項目は、別紙3「青森県土壌診断情報データベース構築業務企画提案競技審査基準」のとおりとする。

(6) 受託候補者の選定

審査会において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。

また、提案者が1者の場合も審査を実施し、本業務の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議により受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

令和6年12月13日(金)に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 参加資格の欠格

当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書等を期限までに提出しないとき

ウ 提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) その他

受託候補者の選定に関する経緯等の質問には一切応じない。

6 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積書を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

7 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (3) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (4) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担となる。
- (5) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額については、受託者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。
- (6) 提出された企画提案書の著作権は、各参加者に帰属するものとするが、受託者決定後の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）、商標権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、参加者に属するものとする。

また、受託者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

8 問合せ先、質問票・参加申込書・企画提案書等の提出先

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

青森県農林水産部農産園芸課 安心推進グループ

担 当：佐々木

電 話：017-734-9352

F A X：017-734-8141

E-mail：noen@pref.aomori.lg.jp

(様式1)

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務
企画提案競技 質問票

番号	質問事項	質問項目
会社等名称		
担当者	所属	
	氏名	
	連絡先	TEL E-mail

(様式2)

企画提案競技参加申込書

令和6年 月 日

青森県農林水産部農産園芸課長 殿

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務に関する業務委託内容を了承し、企画提案競技に参加します。

また、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

○添付資料

- ・会社概要（組織体制、役員名簿が記載されたもの）
- ・定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類）の写し
- ・直近の事業報告書及び収支決算（見込み）書

担当者氏名 _____

電 話 _____

メ ー ル _____

(別紙1)

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務仕様書

1 委託業務名

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

土壌の健康状態や土づくりの課題を産地で共有できるようにするため、本県の土壌診断情報データベースを作成・見える化し、土壌診断に基づく適正施肥の推進を図る。

4 業務内容

(1) 青森県土壌診断情報データベースの作成

J A全農あおもり、J A十和田おいらせ及びJ Aゆうき青森がそれぞれの土壌分析機器で実施してきた土壌診断の情報を統合したデータベースを作成すること。

(2) 青森県土壌診断情報データベースを見える化する Web ページの制作

- ① 全体のページ数は1～2ページ程度とする。
- ② 作物、地域、分析年次を選択（チェックボックス、プルダウンリスト、地図上での選択等）すると分析項目（24項目）ごとに該当するデータの平均値、分布判定（不足、適正、過剰の位置関係）がグラフで表示され、数値をCSV形式でダウンロードできること。

想定作物：水稲、にんにく、ながいも、ごぼう、トマト・ミニトマト、
りんご
地域：農協支店ごと（35支店）
年次：平成26年～令和5年の10年分（約11万点）

- ③ 各分析項目にカーソルを合わせると項目の解説が表示されること。
- ④ 当 Web ページを初めて利用する人でも感覚的に操作ができ、目的の情報に容易に到達できるような高い操作性を備えること。
- ⑤ 「青森県情報システムアクセシビリティガイドライン」に準拠すること。
(https://www.pref.aomori.lg.jp/contents/files/guide_all.pdf)
- ⑥ マルチデバイスに対応可能なレスポンシブデザインでの設計とすること。
- ⑦ 使用方法等を解説するヘルプ画面を制作すること。

(3) 動作確認

- ① 受託者は、運用開始前に専用のテストサーバを用意し、設計内容が本番稼働

環境において有効であることを実証するための適切なテストを行うこと。

- ② 本番稼働環境と同様の利用環境下において、機能、性能、セキュリティを含め、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。

(4) Web ページの運用保守

上記(2)により制作した Web ページについて、以下のとおり運用保守を行うこと。

- ① Web ページの稼働に必要な環境を提供すること（ホスティングサービスの利用、インターネット接続環境、不正侵入、改ざん防止、その他 Web ページの運用・保守に必要な一切の設備等を含む）。
- ② Web ページ全体を定期的に監視し、必要なメンテナンス作業を行うこと。
- ③ Web ページについて不具合が発生した場合に、速やかに対応すること。また、障害発生時において、障害原因の切り分けを行い、速やかに障害復旧作業を行うこと。
- ④ Web ページ管理者からの操作等に関する問い合わせに、迅速に対応すること。問い合わせは平日の開庁時間中（8:30～17:15）の対応、障害等が発生した場合は即時の対応を想定している。
- ⑤ Web ページの機能拡張等に関する相談や運用上の諸問題に対する相談に対応すること。
- ⑥ Web ページの安定稼働に向けたバージョンアップ情報やセキュリティ情報の提供について適切に判断し、セキュリティパッチ等のアップデートが必要な場合は速やかに対応すること。
- ⑦ Web ページのアプリケーション及び Web ページ構築で採用した OS 等に脆弱性が発見された場合、速やかに対応すること。
- ⑧ Web ページに登録しているデータのバックアップを定期的に行い、保管すること。
- ⑨ Web ページのレイアウト修正・差替等の簡易な修正が必要な場合に対応すること。
- ⑩ セキュリティに関する理由などにより、それが Web ページに与える影響が大きいと判断した場合には、Web ページの緊急停止を行い、速やかに県へ報告すること。

5 システム要件

システム要件は以下のとおりとすること。

- (1) ブラウザ、デバイスの対応は、一般的で、かつサポートされているブラウザでの利用が可能なものとし、少なくとも以下のブラウザには対応すること。

- ・ Google Chrome 最新版
- ・ Microsoft Edge 最新版

- ・FireFox 最新版
 - ・Safari 最新版
- (2) サーバ等の選定に際しては、コスト面を配慮して、ホスティングサービスを利用すること。
- (3) データセンターは、日本国内に所在すること。
- (4) 県庁内から県セキュリティクラウドを通じて利用できること。また、通信プロトコルについては、HTTPS とすること。
- (5) クライアント証明書による認証は不可とする。
- (6) 使用するドメインは、pref.aomori.lg.jp のサブドメインとすること。

6 開発体制及び環境等

開発体制及び環境等に係わる要件は以下のとおりとする。

(1) 開発体制等

- ① 本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者と、同責任者のもとで開発を行う実施担当者の2名以上を配置すること。なお、技術協力事業者の実施者を含めて提案する場合においても、実施責任者及び実施担当者の計2名以上は自社の実施者であることを要する。
- ② Linux、Apache、PHP、JavaScript、Ruby 等国際的に使用されているソフトウェア環境に関する技術力、また XML、RDF 等オープンデータに関連した技術に関する知識を有した実施者による開発体制を確保すること。
- ③ 実施責任者及び実施担当者は、県と十分な意思疎通が図れること。
- ④ 再委託は県の事前承認とするが、業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせないこと。
- ⑤ 作業体制に変更が生じる場合、その旨を県に報告し、承認を得ること。
- ⑥ 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。

(2) 開発環境等

① 開発環境

Web ページ開発に必要な開発環境（ハードウェア、ソフトウェア環境等）は受託者が用意すること。また開発に使用する環境においては、ウイルス対策、セキュリティホール対策、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

② 開発場所

Web ページ開発を行う場所は受託者が用意し、必要なセキュリティ確保を図ること。

③ 関係資料

Web ページ開発に必要な資料については、所定の手続きにより県から貸与する。

7 Service Level Agreement (SLA)

SLA 設定項目及び設定値を提案すること。提案を要する設定項目は表 1 によること。(設定項目の追加も可とする。) なお、SLA 設定項目及び設定値については、運用状況により見直すことを想定している。

表 1 SLA 設定項目及び設定値

SLA 設定項目 (設定例)		設定値 (記載例)
可用性	サービス期間	24 時間 365 日 (計画停止は除く)
	稼働率	99.9%
性能	オンライン応答遵守率	10 秒以下 80%
障害対応	1 次通知 (障害通知)	30 分以内 メール等で自動的に連絡されることが望ましい。
	2 次通知 (障害復旧予定時間の通知)	2 時間以内
	復旧回復時間	6 時間以内
	リカバリポイント	前回バックアップ時点のデータ

※計画停止：サービス停止を伴う作業が必要となった場合、作業実施の 2 週間前までに通知すること。ただし、緊急と判断した場合はその限りではない。

8 制作スケジュール (予定)

Web ページ制作に関連する全体の概略スケジュールは、次のとおりとし、段階毎に県と協議の上進めること。

- Web ページの設計・制作 (令和 7 年 2 月末まで)
- Web ページの試験運用 (3 月)
- 試験運用を受けた一部改修 (3 月)
- Web ページの本運用 (4 月～)

9 成果品の納品

(1) プログラムファイル

ソフトウェア、データベース関連データ等、Web ページの稼働に必要なオブジェクトを電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。

(2) 基本・詳細設計書

- ① 本業務概要説明書の要件を具現化する設計書を作成し、電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。
- ② 各設計書作成過程でレビューを実施すること。

(3) 各種マニュアル

- ① 操作マニュアル、障害時対応マニュアル等の文書類は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること。また、一覧表を添えて、電子データの形態で DVD-R 等の記憶媒体に格納して納品すること。
- ② マニュアルの内容は県の承諾したものとする。
なお、(2) 及び (3) の記憶媒体は、Microsoft 365 版同等製品で利用できる電子データの形態とすること。

10 納入先

青森県農林水産部農産園芸課

11 機密保持等

- (1) 委託業務の実施において、県の個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに従うこと。
- (2) 全ての作業において、本業務に係るデータ及び情報 Web ページの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。
- (3) 委託業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (4) 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

12 著作権等

- (1) 受託者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下、成果品という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を制作することを妨げない。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作権）については、県が県の業務に使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県並びに県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権）を行使しない。

13 その他

- (1) 契約は、採用された提案内容によることを原則とするが、協議によりその内容を変更する場合がある。
- (2) 社会一般で通常実施される情報 Web ページ開発における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは、県と協議することができる。
- (3) 業務の実施に当たっては、県と十分に協議・調整を行うとともに、県が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務の仕様は、県が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的な立場から、他県の事例や技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (5) 令和7年度以降のデータベース更新、保守管理費及びサーバ利用料は、別途契約を予定しているため、本業務に含めないこと。

(別紙2)

企画提案書等作成要領

1 企画提案書

- (1) 提案は全て企画提案書に記載すること。
- (2) A4版片面印刷とし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えないものとする。
- (3) ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (4) 次の必要事項を記載すること。
 - ① 表紙
 - ② 企画内容
 - ③ 本事業を受託した場合の業務実施体制及びスタッフの概要
 - ④ 業務遂行のスケジュール
 - ⑤ 窓口担当者の職・氏名及び連絡先
 - ⑥ 過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

2 経費見積書

- (1) 様式は任意で日本産業規格A4、1頁とする。
- (2) 見積書は委託料（上限額）以内で、積算根拠が分かるよう、具体的に記載すること。企画提案競技で審査員に提供することを念頭に作成すること。
- (3) 仕様書をもとに、業務に関する経費とその内訳を明記すること。
- (4) 金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

(別紙3)

青森県土壌診断情報データベース解析システム構築業務 企画提案競技審査基準

1 審査・選定方法

- (1) 企画提案競技参加者は、企画提案書に基づいて1者 15分以内でプレゼンテーションを行う。その後、10分程度の質疑応答を行う。
なお、令和6年12月11日(水) 午後に青森市内で開催する予定である。詳細は追って連絡する。
- (2) 審査委員は、県庁関係課及び外部有識者の中から、県が別に定める。
- (3) 審査項目ごとの配点は別表のとおりとする。
- (4) 各審査委員の評価点の合算が最高点の参加者を最優秀提案者として選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。
- (5) 参加者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

2 配点基準及び採点

点満点として、個別の配点基準は別表とし、配点は下記を目安とする。

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1

(別表)

審査項目ごとの採点視点と配点

No.	審査項目	採点視点	配点
1	提案者の理解度	業務内容や作業を理解しているか。	10
2	提案内容の実現性	スケジュールを含め提案内容が実現可能であるか。	10
3	操作性	利用者にとって分かりやすい操作手順となっているか。	10×2*
4	見やすさ	出力データが理解しやすいものとなっているか。	10×2*
5	システムの運用・保守	データベースの更新方法、システムの運用・保守内容は妥当か。	10
6	運営体制	業務を安定的に実施できる組織体制が確保されているか。	10
7	経費積算	提案内容に対して経費の積算は妥当か。	10
8	過去の実績	委託業務と同程度の業務実績や熟練度があるか。	10
合 計			100

※本業務の目的の達成に重要な要素であることから加算(×2)する。